

18 陳情 第 39 号	出資法の上限金利の引き下げ等を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年6月7日受理、平成18年6月19日付託
陳情者	東京都新宿区若松町 _____ _____

(要 旨)

- 1 速やかに出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げを求めます。
- 2 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定はいりません。その撤廃を求めます。
- 3 出資法附則に定める日賦貸金業者、電話担保金融の特例金利は、脱法行為が横行しているのが現状であり直ちに廃止することを求めます。

以上3項目の要旨を新宿区議会の意見として議決していただき、関係機関にご送付されることを陳情いたします。

(理 由)

今日、個人破産申立件数は2004年に年間20万件を突破し、2003年の経済的理由による自殺者が年間8800人を超え、潜在的多重債務者が200万人にも及ぶといわれており、多重債務問題は深刻さを極めております。

多重債務問題の大きな原因は、クレジット・サラ金・商工ローン業者などの高金利にあります。2003年7月、ヤミ金融対策法（貸金業規制法および出資法一部改正法）の制定の際、出資法の上限金利については同法施行後3年を目途に見直すと言われ、その時期は2007年1月とされています。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、出資法の上限金利年29.2%は大変な高金利であり、利息制限法で定める年15%から20%の制限金利も現在の経済状況を踏まえれば、高利といわざるを得ず、これを超過する金利はもはや市民の生活や中小企業を立ち行かなくするものとして容認できません。少なくとも、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが不可欠です。

利息制限法は、制限金利（15%～20%）を超える金利は無効としていますが、貸金業規制法では債務者の任意の支払い等を要件にして超過金利を認めており、貸金業の多くが出資法の上限（29.2%）に近い金利を取るのが現状です。

さる1月13日最高裁判決で「上限を超える金利について事実上強制されて支払った場

合、特段の事情がない限り無効」という判断が示されました。しかし、貸金業規制法改正に向けた動向は金利を引き下げる方向ではなく、貸金業界が「出資法の 29.2% を 40% に引き上げ金利自由化を求め」議員立法へと働きかけを強めています。

利息制限法は債務者の生活や事業を守るためにきわめて重要であり、その例外を定める貸金業規制法第 43 条のみなし弁済規定は認めることはできません。さらに、毎日貸し金回収することを前提に 54% の特例金利を認める日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も多発しています。電話加入権が財産的価値を失うことになり、電話担保金融の例外を認める必要も失われています。

以上の理由により、私たちは、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで引き下げること、のみなし弁済規定の廃止、日掛け・電話担保金融の特例金利の廃止を求めるものであります。